

# 国庫補助金等で取得した固定資産等の 圧縮額の損金算入の特例《法人税》

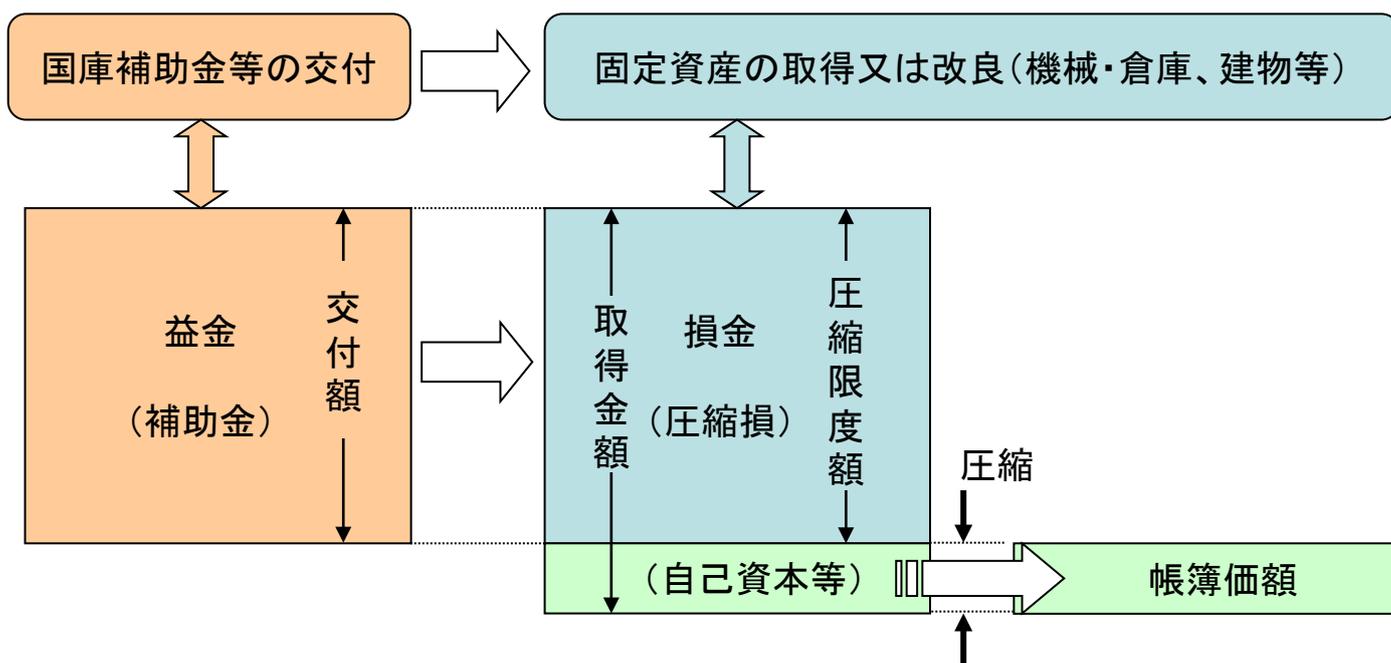
## 1 特例の内容

法人が、国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けて、その目的に適合した固定資産（山林を含む）の取得又は改良をした場合（国庫補助金等の返還を要しないことが確定した場合に限ります。）には、圧縮記帳して、当該補助金等相当額を損金算入できます。

なお、法人が山林の取得又は改良に充てるため、国又は地方公共団体から交付を受けた補助金も同様に損金算入できます。

## 2 圧縮記帳の仕組み

取得した固定資産の実際の取得価額から圧縮損相当額を損金経理により直接減額する方法は以下のとおりです。



## 3 特例の効果

500万円の補助金を受領し、交付目的となった固定資産を1,200万円で取得した場合、500万円の補助金は収入として計上しないことができます。

この場合、固定資産の帳簿価額（取得価額）は700万円として記帳し、この700万円から通常の減価償却を行うことになります。

お問い合わせ先	林野庁企画課税制班 (代表)03-3502-8111(内線)6064 (ダイヤルイン)03-3502-8037
---------	---